

青森県D X推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本県におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、青森県D X推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県のD Xの推進に向けた方針の策定及び推進に関すること
- (2) その他、本県のD Xの推進に関すること

(構成)

第3条 本部は、知事、副知事及び本部員（別表第1に掲げる職にある者）をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長はC I O（最高情報責任者）をもって充てる。
- 3 C I Oは、知事が指名する副知事をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、総合政策部D X推進課長をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、幹事会を総括する。
- 5 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がこれを主宰する。
- 6 会長は、必要に応じて関係者に幹事会への出席を求めることができる。
- 7 会長は、必要に応じて幹事会に分科会を置くことができる。分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合政策部D X推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月2日から施行する。
- 2 I T戦略推進委員会設置要綱（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
財務部長
総合政策部長
こども家庭部長
交通・地域社会部長
環境エネルギー部長
健康医療福祉部長
経済産業部長
観光交流推進部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
国スポ・障スポ局長
会計管理者
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

人事課長代理
財政課長代理
総合政策課長代理
こどもみらい課長代理
地域づくり政策課長代理
環境政策課長代理
健康医療福祉政策課長代理
経済産業政策課長代理
観光政策課長代理
農林水産政策課長代理
監理課長代理
防災危機管理課長代理
総務企画課長代理
会計管理課長代理
病院局中央病院経営企画室企画課長
教育庁教育政策課長代理
警察本部警務部警務課長補佐